

令和2年11月10日現在

届出後の民泊制度運営システム利用申込について

民泊制度運営システムを利用せずに届出を行った住宅宿泊事業者様について、届出後に民泊制度運営システムの利用を希望される場合は以下のとおりご対応をお願いします。

- ① 民泊制度運営システムで利用者登録を行ってください。

(利用者登録)

<https://www.minpaku.mlit.go.jp/jigyo/partnerCreate>

- ② 利用者登録を行ったご氏名、ユーザ名（※1）等を別添様式に記載し、自治体窓口にご提出をお願いします。自治体窓口へ別添様式を提出する際には、住宅宿泊事業者ご本人様であることを確認できる書類の写し（※2）をご提出ください。

※1 利用者登録をした際に送信される仮登録メールに記載されています。メールアドレスの末尾に jj と記載されているものです。

※2 本人確認書類の詳細については、本利用申込書を提出する自治体の窓口にご確認ください。

- ③ 申込書ご提出後1週間程度で定期報告等のシステム利用ができるようになります。

以上